

# 地震調査研究推進本部第33回本部会議 議事要旨

1. 日時 平成24年7月30日（月）11時00分～11時30分

2. 場所 文部科学省 3F2特別会議室

## 3. 議題

- (1) 「新たな地震調査研究の推進について」の見直しについて
- (2) その他

## 4. 配付資料

- 資料33-(1) 地震調査研究推進本部構成員
  - 資料33-(2) 「新たな地震調査研究の推進について」の見直し内容について（案）
  - 資料33-(3) 地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策の立案について
  - 資料33-(4) 「新たな地震調査研究の推進について」（案）（新旧対照表）
- 参考33-(1) 「新たな地震調査研究の推進について」の見直しに係わる経緯および今後の予定等  
参考33-(2) 「新たな地震調査研究の推進について」見直し（案）に関する意見公募結果について  
参考33-(3) 地震調査研究推進本部第32回本部会議議事要旨

## 5. 出席者

### (本部長)

平野 博文 文部科学大臣

### (本部長代理)

森口 泰孝 文部科学事務次官

### (本部員)

種谷 良二 内閣審議官  
(竹歳 誠 内閣官房副長官 代理)

松元 崇 内閣府事務次官

大庭 誠司 消防庁国民保護・防災部長  
(岡本 保 総務事務次官 代理)

河村 延樹 経済産業省大臣官房審議官（基準認証担当）  
(安達 健祐 経済産業事務次官 代理)

黒川純一良 国土交通省水管理・国土保全局防災課災害対策室長  
(宿利 正史 国土交通事務次官 代理)

### (常時出席者)

羽鳥 光彦 気象庁長官  
岡本 博 国土地理院長

### (政策委員会)

中島 正愛 京都大学防災研究所所長  
(地震調査研究推進本部政策委員会委員長)

長谷川 昭 東北大学名誉教授  
(地震調査研究推進本部政策委員会総合部会 部会長)

### (地震調査委員会)

本藏 義守 東京工業大学特任教授  
(地震調査研究推進本部地震調査委員会委員長)

(事務局)

戸谷 一夫	文部科学省研究開発局長
鬼澤 佳弘	文部科学省大臣官房付
寺田 博幹	文部科学省研究開発局地震・防災研究課長

## 6. 議事

議題（1）：「新たな地震調査研究の推進について」の見直しについて

資料33-（2）に基づき、長谷川総合部会長より「新たな地震調査研究の推進について」の見直し内容（案）について説明が行われた後、審議が行われた。

主な審議内容は以下の通り。

平野文部科学大臣：議論していただいた中で一番議論が分かれたところはどこか。

長谷川総合部会長：地震被害軽減を目指して政府全体として取り組むべきもののうち、「新たな地震調査研究の推進について」を見直す際に、どこまで盛り込むべきかというところが大きく議論となった。

松本内閣府事務次官：今の点をもう少しご説明いただけないとありがたい。科学的な取組には相当誤差があるため、そのところをしっかりと説明するといった意味か。

長谷川総合部会長：それは、大臣に申し上げた意味とは少し異なる。地震被害軽減のためには、地震調査研究の他に、防災研究という観点が必要。しかしながら、地震調査研究推進本部の所掌範囲は、地震被害軽減のための地震調査研究であるため、最終的な目標である地震被害軽減を目指して、防災研究をどこまで盛り込めかというものが議論となったところ。これが大臣に申し上げた回答である。

一方、今の点については、科学的限界についてきちんと国民に伝わっていなかったのではないかという反省を踏まえ、見直しの中で科学的限界及び予測に伴う誤差、ばらつきについて社会に理解してもらえるよう丁寧に説明する必要があると追記した。

羽鳥気象庁長官：津波警報の発表等、最終的に責任をもって国民に周知する立場として、3月11日の時には、技術的な限界というものを十分に国民に周知できていなかったのではないか、という点を一番大きな課題としている。今後、関係機関、特に地震調査研究推進本部と連携して、これらの精度向上を進めるとともに、完璧なものはないということを考えると、その限界を国民に伝えつつ、避難等の行動にどのように結び付けるか、内閣府と連携して減災・防災に取り組んで参りたい。

中島政策委員長：大臣からのご質問に対する長谷川部会長の回答を補足する形で一言申し上げたい。

防災・減災をなすためには、三つの柱が重要である。一つ目は地震調査研究推進本部が行っているような地震の実態を明らかにすること。二つ目は被害抑止という観点から、工学が主流となる耐震性の高いインフラ等の建設。三つ目は、今回の震災のように、被害を完全に抑止できない場合の対応で、被害を最小限に留めて復旧をいかに素早く行うか、である。

この三本柱の中で、地震調査研究推進本部の所掌範囲は最初の地震の実態解明である。しかしながら、防災を考えると二つ目の工学が中心となる被害抑止や、三つ目の社会科学を巻き込んだ発災後の対応も大いに関係するので、これをどう取り扱うかは常に議論されている。

また、気象庁長官からもお話があった研究成果等をどのように伝えるかも今回の見直しに当たり、大きく議論したところである。今回の見直しで、理学・工学・社会科学等の研究者が連携して問題を解決していく必要性への記載を充実させているが、この点については、一層促進されなければならないと思っている。

以上の審議内容を踏まえ、見直し内容に沿って関係部局が取組を行っていくこととし、資料33—(2)の通り、地震防災対策特別措置法第七条第三項の規定に基づき、中央防災会議に意見を聴取すること、中央防災会議より妥当な内容である旨の回答を得た場合は、その回答の日付をもって立案することを決定した